



# 島根県報

平成27年 8 月 21 日 (金)

第 2,727 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(       "       )	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(       "       )	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	(       "       )	3
農用地利用配分計画の認可	(農 業 経 営 課)	3
土地改良区の役員の退任の届出	(農 村 整 備 課)	3

**【正 誤】**

平成27年 4 月 28 日付け島根県報第2,694号中	(森 林 整 備 課)	4
------------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第591号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 8 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
永井歯科医院	江津市嘉久志町イ1299-1	平成27年 8 月 1 日

**島根県告示第592号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 8 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 金太郎の家	出雲市斐川町学頭1463 番地10	通所介護	デイサービス金太郎の家	出雲市斐川町学頭1463 番地10	平成27年 7 月 20 日
社会福祉法人 金太郎の家	出雲市斐川町学頭1463 番地10	介護予防通所介護	デイサービス金太郎の家	出雲市斐川町学頭1463 番地10	平成27年 7 月 20 日
NPO法人 え んJOY	大田市久手町刺鹿2581 番地 3	訪問介護	ヘルパーステーションえんJOY	大田市久手町刺鹿2581 番地 3	平成27年 8 月 1 日
NPO法人 え んJOY	大田市久手町刺鹿2581 番地 3	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションえんJOY	大田市久手町刺鹿2581 番地 3	平成27年 8 月 1 日
日本調剤株式会 社	東京都千代田区丸の内 一丁目 9 番 1 号	居宅療養管理指導	日本調剤 松江薬局	松江市母衣町126番地 3	平成27年 6 月 1 日
日本調剤株式会 社	東京都千代田区丸の内 一丁目 9 番 1 号	介護予防居宅療養管理指導	日本調剤 松江薬局	松江市母衣町126番地 3	平成27年 6 月 1 日

**島根県告示第593号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年 8 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
永井歯科医院	江津市嘉久志町イ1060	平成27年 8 月 1 日

## 島根県告示第594号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年 8 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ツルハグループ ドッグ&ファーマシー西日本	訪問介護 介護予防訪問介護	ウェルネス介護センター 出雲	出雲市白枝町551-1	平成27年 8 月 16 日

## 島根県告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成27年 8 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ツルハグループ ドッグ&ファーマシー西日本	居宅介護支援	ウェルネス介護センター 出雲	出雲市白枝町551-1	平成27年 8 月 16 日

## 島根県告示第596号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 8 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
カンドーフーム株式会社	松江市古曾志町224	松江市東長江町274外3筆
南尾作業場組合 代表 米原博司	松江市西尾町907	松江市西川津町字中鷺島1774外5筆
横田 善光	江津市二宮町神主口465	江津市二宮町神主イ884-3外8筆
有限会社スプラウト島根	江津市桜江町市山429	江津市桜江町川越613-3外3筆
農事組合法人 川平みどり	江津市川平町南川上663-1	江津市川平町南川上101-4外9筆
農事組合法人 小田営農組合	江津市桜江町小田433-1	江津市桜江町小田654-4外2筆
藤井 拓次郎	江津市後地町712-1	江津市都治町1169-1外5筆

## 2 認可年月日

平成27年 8 月 21 日

## 島根県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 8 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

殿川 定美 浜田市佐野町イ86番1地

## 正 誤

平成27年 4 月28日付け島根県報第2,694号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から 3	江津市有福温泉町本明1319、1320－1、1320－2、1321－3	江津市有福温泉町本明1319、1320－1、1320－2、1321－3（次の図に示す部分に限る。）
3	上から 8	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）